

パソコン・コンピュータ含む情報機器及び周辺機器販売規約

ソニービズネットワークス株式会社（以下「弊社」といいます）が提供するパソコン・コンピュータ含む情報機器及び周辺機器等（以下総称して「本 PC 等」といいます）の購入を希望されるお客様（以下「購入者」といいます）は、以下の規約を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

第1条（本 PC 等の売買契約の成立）

1. 購入者は本 PC 等の購入を希望する場合、弊社指定の方法に従って本 PC 等の購入申込みを行うものとします。
2. 購入者と弊社との間の本 PC 等に関する売買契約（以下「売買契約」といいます）は、前項に基づく購入申込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、弊社所定の方法で購入者へ通知することにより行われます。
3. 本 PC 等について弊社が購入数量等を制限している場合、購入者は、その数量の範囲内で本 PC 等の購入申込みを行うものとします。
4. 売買契約成立後、購入者の都合によるキャンセル・返品はできません。

第2条（申込みの拒絶）

1. 弊社は、購入者が次の各号のいずれかに該当する場合、本 PC 等の購入申込みを承諾しない場合がございます。
 - (1) 申込み情報に虚偽の情報があった場合
 - (2) 料金の滞納等がある場合
 - (3) 本邦外からの申込み又は配送先が本邦外の場合
 - (4) その他弊社が申込みを承諾することにつき不適当と判断した場合
2. 弊社は、購入者による本 PC 等の購入申込みに関し、本 PC 等の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、確認のために当該申込みの支払いにかかるクレジットカード及び銀行口座等の名義人並びに当該クレジットカード等の発行会社及び金融機関等に対して注文情報を開示する場合がございます。また、当該注文行為が購入者自身によるものでないと確認したときには、当該注文にかかる売買契約を取り消すものとします。

第3条（代金及び支払い方法）

購入者は、弊社が定める本 PC 等の販売代金（以下「代金」といいます）を、弊社が定める代金の支払い方法に従って、弊社に登録している決済手段により、支払うものとします。

第4条（配送及び所有権の移転）

1. 弊社は、本 PC 等を弊社の指定する配送業者により配送するものとします。
2. 弊社は、売買契約締結後、購入者が弊社へ通知した住所へ本 PC 等を配送するものと

します。かかる配送の完了をもって、弊社の売り主としての引き渡し義務が履行されたものとします。

3. 本 PC 等の所有権は、購入者が弊社へ代金の全額の支払いを完了した時点で、購入者へ移転するものとします。なお、購入者は、本 PC 等の所有権移転前においては、本 PC 等を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

第5条（初期不良及び返品）

1. 購入者の購入した本 PC 等について、配送当初から正常に動作しない状態である場合若しくは配送当初から汚れがある場合（以下「初期不良」といいます）又は配送に起因して破損が生じた場合、若しくはその他弊社の責めに帰すべき事由による商品手配違い等が生じた場合には、購入者は弊社が本 PC 等毎に指定する連絡窓口に対し本 PC 等配送完了後、速やかに通知するものとします。また、その後の処理については、当該連絡窓口の指示に従うものとします。
2. 購入者は、前項に定める場合以外の本 PC 等の保証については、本 PC 等毎に定める保証規定に従うものとします。なお、本 PC 等の製造事業者の保証規定に基づく当該本 PC 等の保証について、弊社は一切責任を負いません。
3. 本 PC 等について、購入者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は以下の各号に基づく場合、初期不良には該当しないものとします。
 - (1) 火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害、又は異常電圧等の不慮の事故による場合
 - (2) 接続時の不備に起因する場合、又は接続している他の機器に起因する場合
 - (3) 取扱説明書又は製品仕様書の記載事項に反する使用及び保管による場合
 - (4) 購入者が改造、調整、部品交換等を行った場合
 - (5) その他、本 PC 等引き渡し後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取扱いによる場合

第6条（ソフトウェア等の扱い）

本 PC 等の売買契約にソフトウェアやサービス（以下「ソフトウェア等」といいます）が含まれる場合、その取扱は以下の通りとします。

- (1) 購入者はソフトウェア等について、当該ソフトウェア等の提供元からの利用許諾により使用することができます。購入者は、別途当該ソフトウェア等の提供元が提示する諸条件を遵守するものとします。
- (2) 弊社は、購入者に対して、当該ソフトウェア等につきその内容、権利義務、その他当該ソフトウェアに関する一切の事項につき何ら責任を負わないものとします。

第7条（期限の利益の喪失）

1. 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (3) 支払い期日に代金の支払いを遅滞したとき。
 - (4) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
 - (5) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (6) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - (7) 購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、弊社の請求により売買契約に基づく債務について期眼の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1) 売買契約上の義務に違反し、その違反が売買契約の重大な違反となるとき。
 - (2) 購入者の信用状態が著しく悪化したとき

第8条（遅延損害金）

- 1. 購入者が、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払い期日の翌日から支払い日に至るまで当該賦払金に対し、民法に定める法定利率（1年を365日とする日割計算。以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- 2. 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、代金の残金全額に対し、民法に定める法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第9条（費用等の負担）

購入者は、代金の支払いに要する付帯費用を負担するものとします。

第10条（契約解除）

- 1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、購入者との売買契約を解除することができるものとします。この場合において、購入者に帰責事由がある場合、弊社は購入者に対して弊社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。
 - (1) 購入者が第7条各項各号に違反した場合
 - (2) 弊社に通知した住所に本PC等を配送したにもかかわらず、購入者の不在等により本PC等の引き渡しができず、かつ本PC等の発送のときから一定期間が経過してもなお当該購入者から何らの連絡も無い場合
- 2. 前項の解除事由に該当する場合において、購入者に本PC等の引き渡しが完了しているとき、弊社は、当該本PC等の返還を購入者に要求することができるものとします。購入者は、弊社が返還を要求した場合、購入者の費用負担においてかかる本PC等を弊社所定の方法により直ちに返還しなければならないものとします。

第11条（免責）

- 1. 弊社は、本PC等の商品性又は購入者の使用目的への適合性等に関するいかなる保証

も行わないものとします。

2. 弊社は、購入者による本 PC 等の使用その他売買契約に関して購入者に生じた特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、弊社が購入者による本 PC 等の使用その他売買契約に関して責任を負う範囲は、弊社の故意又は重過失による場合を除き、いかなる場合においても購入者の購入した本 PC 等の代金の支払い済み合計額をその上限とします。

第12条（管轄裁判所）

購入者は、売買契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第13条（債権の譲渡）

弊社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び弊社が購入者の個人情報を譲渡先または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

附則：この規約は 2025 年 1 月 7 日から実施します。